

◎新潟県告示第90号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成30年1月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 起業者の名称

学校法人古川学園

2 事業の種類

上越高等学校グラウンド拡張工事

3 起業地

(1) 収用の部分

上越市昭和町1丁目地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

上越高等学校グラウンド拡張工事（以下「本件事業」という。）は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校のための施設を整備するものであり、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成29年7月の理事会において、本件事業についての承認を得ており、また、必要な財源についても自己資金及び借入金により予算措置していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

起業者が経営する上越高等学校は、体育教育、スポーツ教育に力を入れており、平成26年度から、不足するスポーツ施設の整備を行ってきたが、近年、野球部の部員数が増加し、グラウンドに様々な練習施設を設置したことにより、サッカー部の練習や体育の授業に支障が生じるようになった。そこで、これらの活動場所を確保するため、グラウンドを拡張するものである。

本件事業の実施により、サッカー部の練習については、これまでできなかった実践練習等、練習内容の充実、強化が図られ、また、100メートル走などの陸上競技の授業も可能になるなど、上越高等学校の部活動教育、体育教育の推進に寄与するものである。また、近年、地域の小・中学校、社会人等からの施設借用の申込みが多くあり、本件事業により、地域のスポーツ活動にも貢献できることが期待され、公益に大きく資するものである。

本件事業の実施による周辺環境への影響として、土埃の飛散や夜間の照明による影響が懸念されるものの、起業者は、スプリンクラーを設置して土埃の飛散を抑制し、夜間は夜9時までの利用とするなど対策を講じることとしていることから、これらの影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、自然環境保全に関しては特段の利用の制限はないこと、文化財保護に関しては埋蔵文化財包蔵地ではないため支障がないこと、また、起業地は市街化調整区域にあるが、本件事業では建築物を建築しないため都市計画法上の支障がないことを、起業者がそれぞれ市の担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、既存のグラウンドとの距離、周辺の土地利用状況などから3箇所を選定して比較検討した結果、既存のグラウンドに隣接していて利便性が良く、住家と接しておらず住環境への懸念が最も小さい本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

既存のグラウンドは、野球部の練習のための様々な設備が設置されたため、サッカー部の活動や体育の授業に支障が生じており、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上越市教育委員会教育総務課